

# 「外貨普通預金の商品概要説明書」

(平成28年1月1日現在)

## (1) 重要事項(外貨普通預金)

事項	内容
為替変動リスク	為替変動リスクがあります。このリスクは、お預け入れ時よりも円高に為替相場が変動すると、払い出し時のお受け取り外貨の円貨換算額が、円貨でのお預け入れ額を下回る、元本割れの可能性を指します。
為替手数料による元本欠損リスク	円貨でのお預け入れ相場(TTS)とお引き出し相場(TTB)にはそれぞれ為替手数料(例 米ドル：1円/1米ドル、ユーロ：1円50銭/1ユーロ)が含まれます。したがって、為替相場に変動がなかったとしても、往復の為替手数料(例 米ドル：2円/1米ドル、ユーロ：3円/1ユーロ)のため、円貨ベースで元本割れする場合があります。(上記以外の通貨については窓口にお問い合わせください。)
適用為替相場ならびに取扱時間	円でのお預け入れ、お引き出しはそれぞれ当行の公表するTTS相場、TTB相場で換算します。当行のTTS・TTB相場公表前(※)のお取り扱いはできません。また、当日のTTS・TTB相場公表後に、金融市場の急激な変動により、TTS・TTB相場を変更することもあります。 ただし、10万米ドル相当額以上のお預け入れ、お引き出しの際の為替相場は、TTS、TTBによらず、お取引時点の市場実勢相場に為替手数料(例 米ドル：1円/1米ドル、ユーロ：1円50銭/1ユーロ)を含めて算出した相場を適用します。(※)
手数料	外貨普通預金の入出金には手数料がかかります。(円貨での入出金には為替相場に為替手数料が含まれています。) なお、具体的な手数料は「(2) その他商品概要」をご参照ください。
預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。
税金のお取り扱い(利息)	マル優のお取り扱いはできません。 個人の場合は、一律20.315%の源泉分離課税〔国税15.315%、地方税5%〕、法人の場合は、15.315%の法人預金課税〔国税15.315%〕・非課税となります。 (復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受け取りになる利息に係る国税の税率は15.315%となります。)

(※) 詳しくは、窓口におたずねください。

(2) その他商品概要(外貨普通預金)

販売対象	どなたでもご利用いただけます。 ただし、個人のお客さまは原則 20 歳以上の方を対象とさせていただきます。	
預入期間	期間の定めはありません。 (そのため、本商品は自動継続扱いの有無は該当いたしません。)	
お取扱通貨	米ドル・ユーロ その他の通貨につきましては、窓口にお問い合わせください。	
預入方法	随時預入 円での米ドル・ユーロ建普通預金のお預け入れについては、当行が T T S 相場を公表する午前 10 時頃から、その他の通貨については午前 11 時頃からお取り扱いができます。 なお、相場公表前、営業時間外のお取り扱いはできません。	
預入金額	口座開設時：1 通貨単位以上 通常入金時：1 補助通貨単位以上 (上限はありません)	
預入単位	1 補助通貨単位まで 例えば、米ドルの場合 1 セント	
払い出し方法	随時払戻 円での米ドル・ユーロ建普通預金の払い出しについては、当行が T T B 相場を公表する午前 10 時頃から、その他の通貨建については午前 11 時頃からお取り扱いができます。 なお、相場公表前、営業時間外のお取り扱いはできません。	
その他払い出しの制限	米ドル建普通預金等を当該通貨建現金で払い出しする場合、取扱店舗及び金額や金種によっては、当日のお申出に應じられない場合があります。 また、その他通貨建については、お取り扱いができない場合があります。 いずれの場合も事前に窓口までお問い合わせください。	
適用利率	変動金利 市場金利の動向により、見直しすることがあります。	
利払方法	年 2 回。毎年、2 月と 8 月の当行所定の日に預入通貨でお支払します。 なお、口座ご解約の場合は、解約日にお支払します。	
計算方法	毎日の最終残高について、付利単位 1 通貨単位で、1 年を 365 日とする日割計算し、1 補助通貨単位未満、例えば米ドルなら 1 セント未満を切捨てます。	
税金	利息	マル優のお取り扱いはできません。
	個人	「利子所得」として、一律 20.315%〔国税 15.315%、地方税 5%〕の源泉分離課税となります。
	法人	15.315%の法人預金課税〔国税 15.315%〕・非課税となります。
	為替差益	個人 「雑所得」として、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収 2 千万円以下の給与所得者で他の所得と為替差益を合算して、年間 20 万円以下の場合は申告不要です。
	法人	原則、営業外収益として会計処理し、法人税申告額に算入してください。

税金(つづき)	為替	個人	他の黒字の「雑所得」から控除可能(損益通算)です。 ただし、他の所得区分との損益通算は不可です。
	差損	法人	原則、営業外費用として会計処理し、法人税申告額に算入してください。
	(注) 税金等のお取り扱いについては、必ず公認会計士・税理士その他の専門家にお客さまご自身でご相談ください。		
付加できる特約事項	ありません。 なお、外貨普通預金は国内の円建て普通預金と異なり、ATMでの入出金等 はできません。入出金は口座開設店のみでのお取り扱いとなります。		
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772		
認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。		
その他	(1)	重要事項については、口座作成時に「契約締結前交付書面」にて、ご説明させていただきます。(*)	
	(2)	当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。(*)	
	(3)	一定期間ご利用のない場合には、預金取引を停止または預金口座を解約させていただきます場合があります。(*)	

(\*) 詳しくは、窓口におたずねください。

## 外貨普通預金の入出金に関する手数料

2014年2月20日現在

	取引方法	手数料率
お預け入れ	円現金・円預金でのお預け入れ	<p>為替手数料を含んだT T S レート(*)を適用                      米ドル：1米ドルあたり1円                      ユーロ：1ユーロあたり1円50銭                      その他の通貨につきましては、窓口にお問い合わせください。                      *10万米ドル相当額以上の場合、「(1)重要事項」の「適用為替相場ならびに取扱時間」をご参照ください。</p>
	外貨現金でのお預け入れ	<p>通貨ごとに定める当行所定のキャッシング・フィーがかかります。                      米ドル：1米ドルあたり2円                      ユーロ：1ユーロあたり6円                      (最低手数料 2,500円)                      その他の通貨につきましては、窓口にお問い合わせください。</p>
	ご本人の外貨預金から同一店内でのお預け入れ	手数料はかかりません。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	<p>取扱手数料と被仕向送金手数料がかかります。  <u>取扱手数料</u> (次の数式による金額)                      外貨額×0.05%×T T S (最低手数料 1,500円)  <u>被仕向送金手数料</u> 1,500円</p>
お引き出し	円現金でのお引き出し・円預金へのお振替	<p>為替手数料を含んだT T B レート(*)を適用                      米ドル：1米ドルあたり1円                      ユーロ：1ユーロあたり1円50銭                      その他の通貨につきましては、窓口にお問い合わせください。                      *10万米ドル相当額以上の場合、「(1)重要事項」の「適用為替相場ならびに取扱時間」をご参照ください。</p>
	外貨現金でのお引き出し	<p>通貨ごとに定める当行所定のキャッシング・フィーがかかります。                      米ドル：1米ドルあたり2円                      ユーロ：1ユーロあたり6円                      (最低手数料 2,500円)                      その他の通貨につきましては、窓口にお問い合わせください。</p>
	ご本人の同一店内の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
	外貨建て送金にご使用	<p>取扱手数料と送金手数料がかかります。  <u>取扱手数料</u> (次の数式による金額)                      外貨額×0.05%×T T S (最低手数料 1,500円)  <u>送金手数料</u> 4,000円                      *この他に、海外で発生する手数料について「依頼人負担」とした場合、別途支払銀行手数料(2,500円)が必要となります。</p>

(注) 輸出入関連の手数料等、この表に記載のない手数料については、窓口にお問い合わせください。